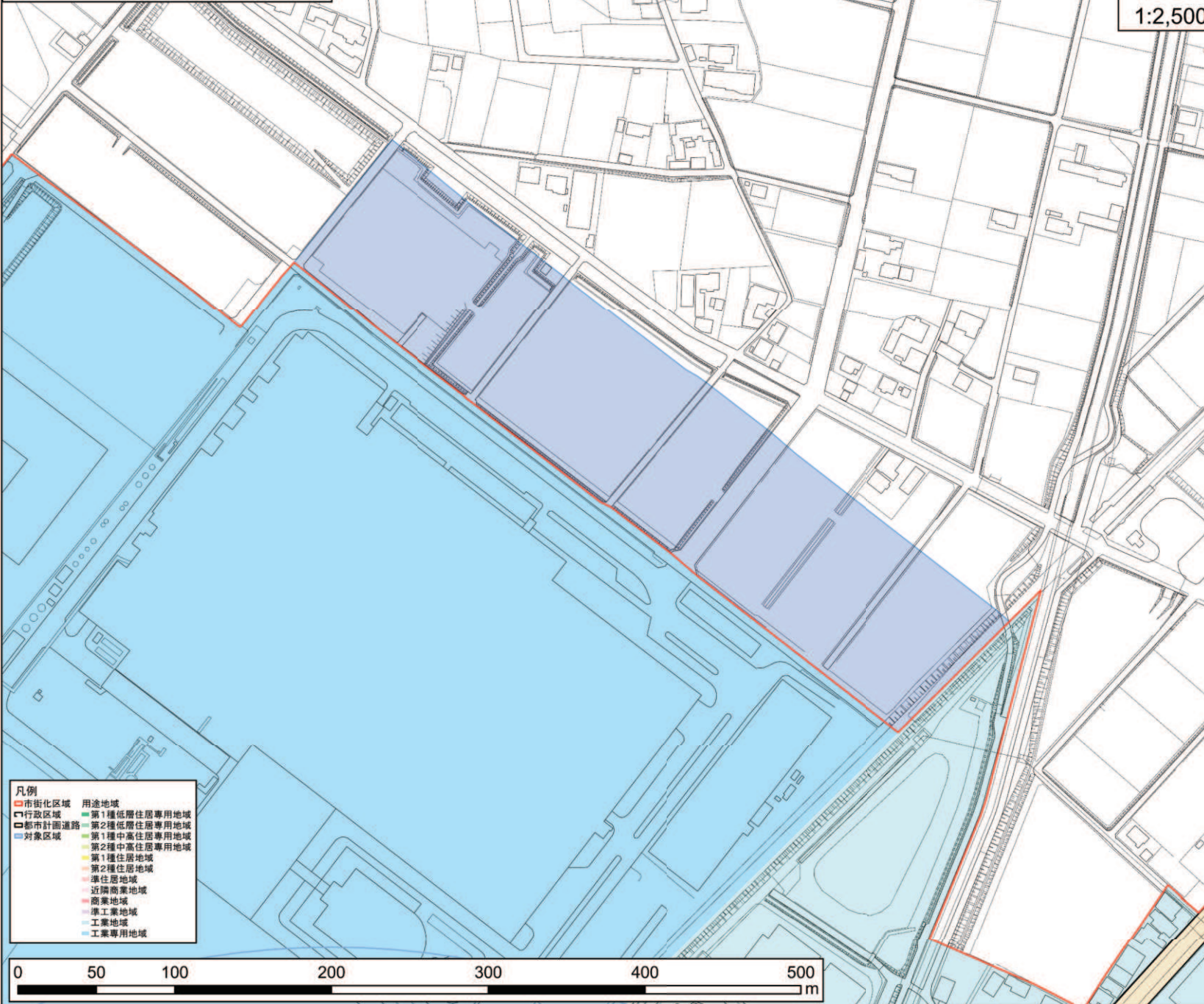


条例第3条第2号等の区域を確認する図面
 (いわゆる産業系拡大市街地圏域)
 専用工業地隣接型・藤井
 資料 No.6



凡例

市街化区域	用途地域
行政区域	第1種低層住居専用地域
都市計画道路	第2種低層住居専用地域
対象区域	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

都市計画に関する土地として利用を図ることとされている土地の区域に関する資料

本資料は、「安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例※第3条第2号」の対象となる開発行為等を行うにあたり、6要件のうち1つ(同条例第3条第2号)を確認するために使用するものです。

安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

…第34条第12号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号八の規定に基づく市街化調整区域内における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築、改築又は用途の変更の許可の基準を定めるもの

- 一条例抜粋 (法第34条第12号の条例で定める開発行為)**
- 第3条** 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。
- (1) 開発区域に、令第8条第1項第2号から2号までに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
 - (2) **法第18条の2第1項の規定により定められた本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域内において行うこと。**
 - (3) 市内において集積を図るものとして市長が定める業種の事業の用に供する工場又は研究所(これらに附属する建築物を含む。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
 - (4) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合においては、20ヘクタール)未満であること。
 - (5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル(予定建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合には、6メートル)以上であること。
 - (6) 開発区域の周辺の土地利用支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (令第36条第1項第3号八の条例で定める建築物の新築等)

同条例第3条第2号の区域(いわゆる産業系拡大市街地圏域)とは

本区域は、第三次安城市都市計画マスタープランにおいて産業系拡大市街地圏域に該当する区域を指します。条例の対象となる開発行為等を行うにあたり、6要件のうち1つに該当するものです。

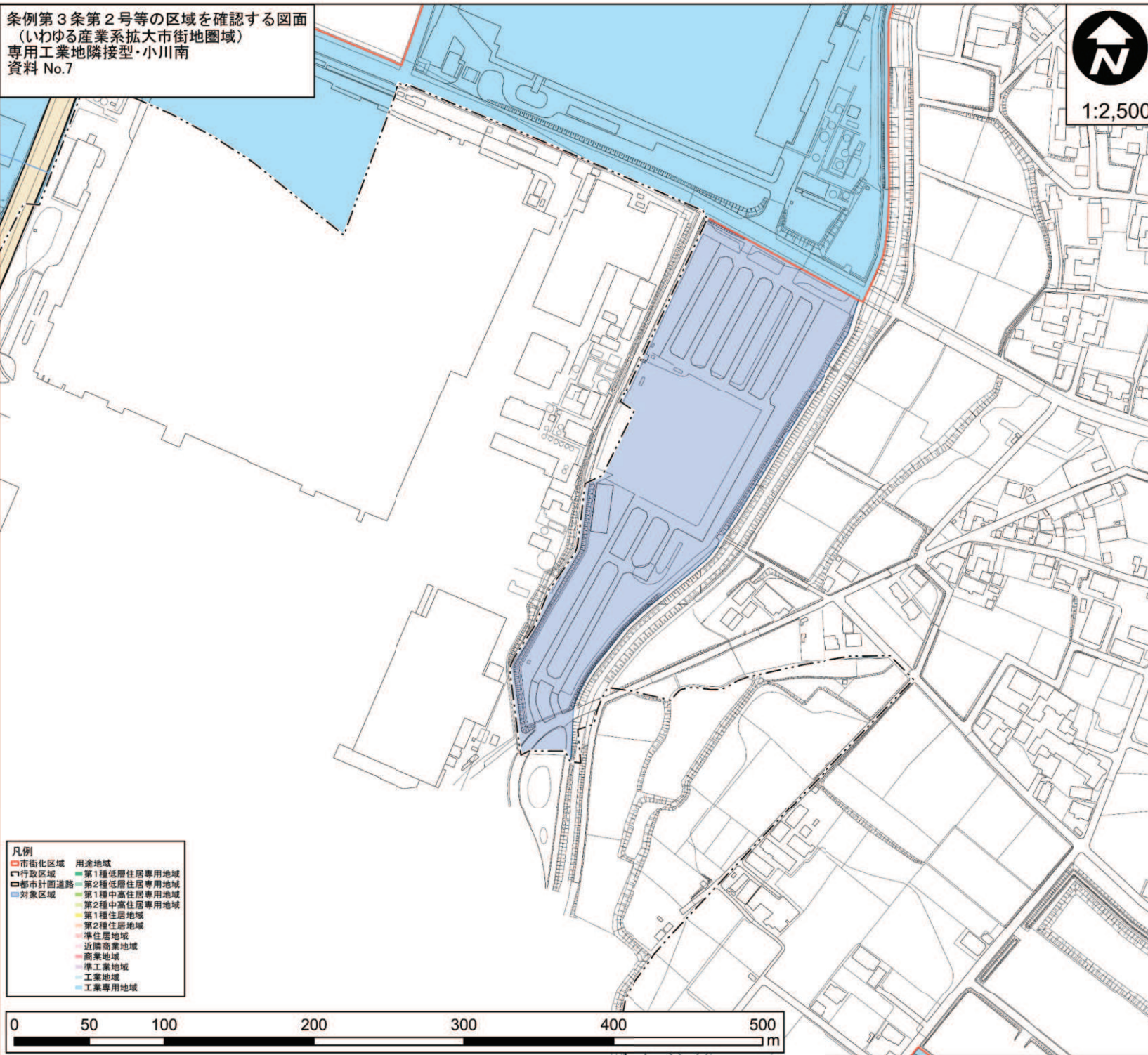
拡大市街地
 20年、30年後の人口変動を展望した上で、これから10年の本市の成長(人口が伸び、産業が活況すること)を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地。種別、規模、圏域で定義される。

拡大市街地の種別
 (住宅の用に供する土地利用を想定する住宅系(産業のうち商業含む)と産業(工業含む)の用に供する土地利用を想定する産業系の2種類で運用する。

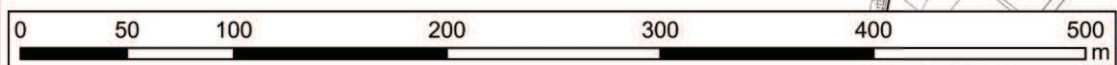
拡大市街地圏域
 拡大市街地規模について、種別に応じてその運用を行う圏域。拡大市街地種別に応じて数値評価を行い、最も土地利用としてポテンシャルが高いと想定される地域を指定している。あくまで圏域であり、同区域においてそれぞれの拡大市街地規模を上限として運用される。

- 産業系拡大市街地**
- ・IC型…高棚、高棚複蓋、和泉、安城西尾及び藤井ICから250m以内の区域を圏域とする。ただし、対象ICから概ね500m以内に収まり、かつ、当該ICから250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。なお、平成22年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成30年度までに都市計画決定した市街化調整区域内地区計画を含むものとする。
 - ・専用工業地隣接型…小川南地区、藤井地区及び里地区における専用工業地から概ね100mまでの圏域区域の一部を圏域とする。
 - ・骨格的幹線道路沿道型…(都)安城新田線と(都)安城高浜線の交差する中心点から250m以内の区域を圏域とする。ただし、当該中心点からおおむね500m以内に収まり、かつ当該中心点から250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。
 - ・主要幹線道路沿道型(1)…(都)名古屋岡崎線の都市計画道路沿道型から100m以内の区域の一部を圏域とする。ただし、当該道路端からおおむね200m以内に収まり、かつ当該道路端から100m以内の土地を含む区域の一部も圏域とみなす。
 - ・主要幹線道路沿道型(2)…里地区北西部、明祥地区については、工業地に隣接するとともに主要幹線道路の沿道を含む複合型とし、まとまりのある土地の範囲を圏域とする。

条例第3条第2号等の区域を確認する図面
 (いわゆる産業系拡大市街地圏域)
 専用工業地隣接型・小川南
 資料 No.7



- 凡例
- 市街化区域
 - 行政区域
 - 都市計画道路
 - 対象区域
 - 用途地域
 - 第1種低層住居専用地域
 - 第2種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 第2種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



都市計画に関する土地として利用を図ることとされている土地の区域に関する資料

本資料は、「安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例※第3条第2号」の対象となる開発行為等を行うに当たり、6要件のうち1つ(同条例第3条第2号)を確認するために使用するものです。

安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

…第34条第12号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定に基づく市街化調整区域内における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築、改築又は用途の変更の許可の基準を定めるもの

一条例抜粋 (法第34条第12号の条例で定める開発行為)

- 第3条** 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。
- (1) 開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
 - (2) **法第18条の2第1項の規定により定められた本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域内において行うこと。**
 - (3) 市内において集積を図るものとして市長が定める業種の事業の用に供する工場又は研究所(これらに附属する建築物を含む。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
 - (4) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」という。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合においては、20ヘクタール)未満であること。
 - (5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル(予定建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあっては、6メートル)以上であること。
 - (6) 開発区域の周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築等)

同条例第3条第2号の区域(いわゆる産業系拡大市街地圏域)とは

本区域は、第三次安城市都市計画マスタープランにおいて産業系拡大市街地圏域に該当する区域を指します。条例の対象となる開発行為等を行うに当たり、6要件のうち1つに該当するものです。

拡大市街地
 20年、30年後の人口変動を展望した上で、これから10年の本市の成長(人口が伸び、産業が活況すること)を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地、種別、規模、圏域で定義される。

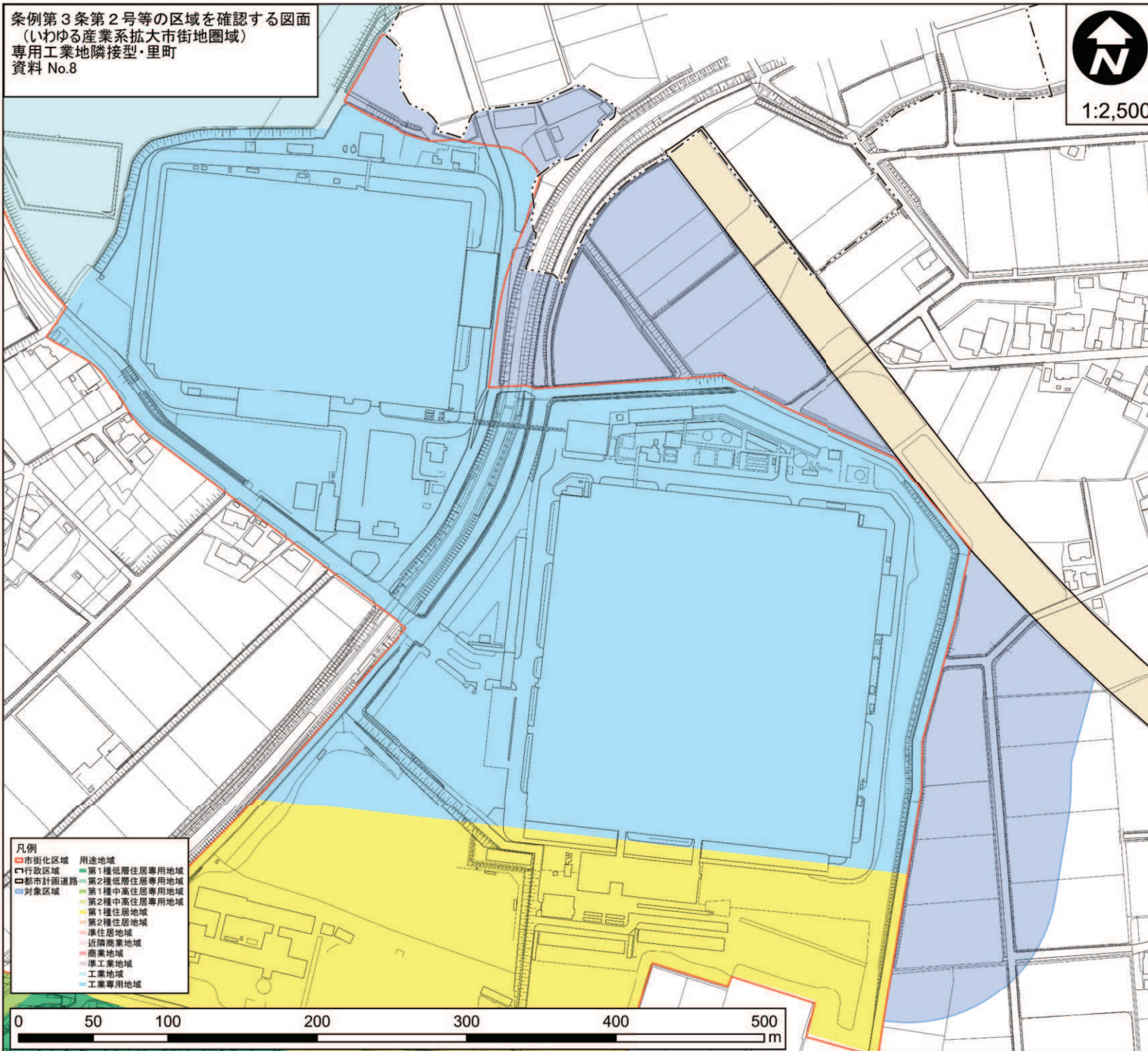
拡大市街地の種別
 (住宅の用に供する土地利用を想定する住宅系(産業のうち商業含む)と産業(工業含む)の用に供する土地利用を想定する産業系の2種類で運用する。

拡大市街地圏域
 拡大市街地規模について、種別に応じてその運用を行う圏域。拡大市街地種別に応じて数値評価を行い、最も土地利用としてポテンシャルが高いと想定される地域を指定している。あくまで圏域であり、同区域においてそれぞれの拡大市街地規模を上限として運用される。

産業系拡大市街地

- ・IC型…高棚、高棚複蓋、和泉、安城西尾及び藤井ICから250m以内の区域を圏域とする。ただし、対象ICから概ね500m以内に収まり、かつ、当該ICから250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。なお、平成22年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成30年度までに都市計画決定した市街化調整区域内地区計画を含むものとする。
- ・専用工業地隣接型…小川南地区、藤井地区及び里地区における専用工業地から概ね100mまでの圏域区域の一部を圏域とする。
- ・骨格的幹線道路路端点型…(都)安城新田線と(都)安城高浜線の交差する中心点から250m以内の区域を圏域とする。ただし、当該中心点からおおむね500m以内に収まり、かつ当該中心点から250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。
- ・主要幹線道路沿道型(1)…(都)名古屋岡崎線の都市計画道路路端から100m以内の区域の一部を圏域とする。ただし、当該道路端からおおむね200m以内に収まり、かつ当該道路端から100m以内の土地を含む区域の一部も圏域とみなす。
- ・主要幹線道路沿道型(2)…里地区北西部、明祥地区については、工業地に隣接するともに主要幹線道路の沿道を含む複合型とし、まとまりのある土地の範囲を圏域とする。

条例第3条第2号等の区域を確認する図面
 (いわゆる産業系拡大市街地圏域)
 専用工業地隣接型・里町
 資料 No.8



- 凡例
- 市街化区域
 - 行政区域
 - 都市計画道路
 - 対象区域
 - 用途地域
 - 第1種低層住居専用地域
 - 第2種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 第2種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



都市計画に関する土地として利用を図ることとされている土地の区域に関する資料

本資料は、「安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例※第3条第2号」の対象となる開発行為等を行うにあたり、6要件のうち1つ(同条例第3条第2号)を確認するために使用するものです。

安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

…第34条第12号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定に基づく市街化調整区域内における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築、改築又は用途の変更の許可の基準を定めるもの

一条例抜粋(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第3条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
 - (2) 法第18条の2第1項の規定により定められた本市の都市計画に関する基本的な方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域内において行うこと。
 - (3) 市内において集積を図るものとして市長が定める業種の事業の用に供する工場又は研究所(これらに附属する建築物を含む。)で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
 - (4) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物(以下「予定建築物」といふ。)をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合においては、20ヘクタール)未満であること。
 - (5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル(予定建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合においては、6メートル)以上であること。
 - (6) 開発区域の周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築等)

同条例第3条第2号の区域(いわゆる産業系拡大市街地圏域)とは

本区域は、第三次安城市都市計画マスタープランにおいて産業系拡大市街地圏域に該当する区域を指します。条例の対象となる開発行為等を行うにあたり、6要件のうち1つに該当するものです。

拡大市街地

20年、30年後の人口変動を展望した上で、これから10年の本市の成長(人口が伸び、産業が活況すること)を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地。種別、規模、圏域で定義される。

拡大市街地の種別

(住宅の用に供する土地利用を想定する住宅系(産業のうち商業含む)と産業(工業含む)の用に供する土地利用を想定する産業系の2種類で運用する。

拡大市街地圏域

拡大市街地規模について、種別に応じてその運用を行う圏域。拡大市街地種別に応じて数値評価を行い、最も土地利用としてポテンシャルが高いと想定される地域を指定している。あくまで圏域であり、同区域においてそれぞれの拡大市街地規模を上限として運用される。

産業系拡大市街地

- ・IC型…高棚、高棚掘蓋、和泉、安城西尾及び藤井ICから250m以内の区域を圏域とする。ただし、対象ICから概ね500m以内に収まり、かつ、当該ICから250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。なお、平成22年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成30年度までに都市計画決定した市街化調整区域内地区計画を含むものとする。
- ・専用工業地隣接型…小川南地区、藤井地区及び里町地区における専用工業地から概ね100mまでの圏域区域の一部を圏域とする。
- ・骨格的幹線道路沿道型…(都)安城新田線と(都)安城高浜線の交差する中心点から250m以内の区域を圏域とする。ただし、当該中心点からおおむね500m以内に収まり、かつ当該中心点から250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。
- ・主要幹線道路沿道型(1)…(都)名古屋岡崎線の都市計画道路路端から100m以内の区域の一部を圏域とする。ただし、当該道路路端からおおむね200m以内に収まり、かつ当該道路路端から100m以内の土地を含む区域の一部も圏域とみなす。
- ・主要幹線道路沿道型(2)…里地区北西部、明祥地区については、工業地に隣接するとともに主要幹線道路の沿道を含む複合型とし、まとまりのある土地の範囲を圏域とする。